

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税15)

平成26年施行の改正消費税経過措置

平成26年度適用改正点
補助レジュメ

平成26年度適用改正点

1 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上がることとなった。

	～平成26年 3 月31日 (現行)	平成26年 4 月 1 日 ～平成27年 9 月30日	平成27年10月 1 日～
合 計 税 率	5 %	8 %	10 %
消費税 (国税)	4 %	6.3 %	7.8 %
地方消費税	1 % (国税の25/100)	1.7 % (国税の17/63)	2.2 % (国税の22/78)

なお、引き上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。

また、課税仕入れ等の税額の計算は、以下のように計算する。

$$\text{課税仕入れに係る支払対価の額 (税込)} \times \frac{4}{105} \text{ (注)}$$

(注) 税率引き上げ後は、それぞれ $\frac{6.3}{108}$ 、 $\frac{7.8}{110}$ を乗ずることとなる。

2 資産の譲渡等 (法 2 ①八)

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい、資産の譲渡等として認識される時期は、次頁のとおりである。

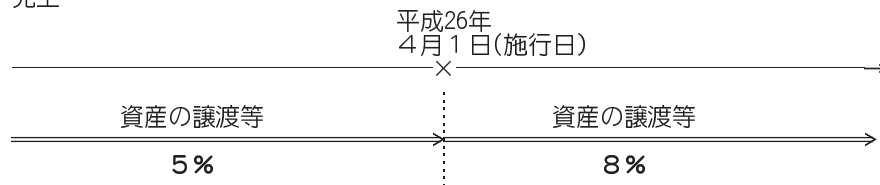
取引の態様		譲渡等の時期の原則
(1) 棚卸資産の販売（委託販売等を除く）		引渡日
(2) 固定資産の譲渡（工業所有権等を除く）		引渡日
(3) 工業所有権等 ^注 の譲渡又は実施権の設定		契約の効力発生日
(4) 請負	物を引き渡すもの	目的物の全部の完成引渡日
	物を引き渡さないもの	役務の提供の完了日
(5) 人的役務の提供（請負を除く）		人的役務の提供の完了日
(6) 資産の貸付け	契約又は慣習により使用料等の支払日が定められているもの	支払日
	支払日が定められていないもの	支払を受けた日（請求があった時に支払うこととされるものは、その請求日）

^注 工業所有権等とは、特許権、実用新案権等、これらの権利に係る出願及び実施権をいう。

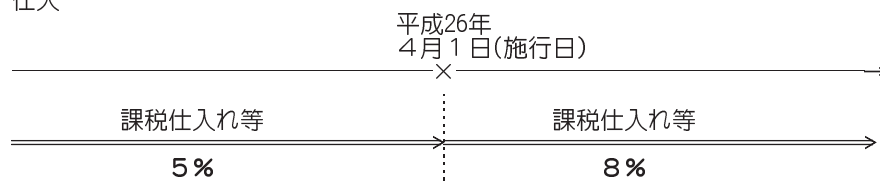
③ 経過措置

(1) 適用税率の基本

① 売上

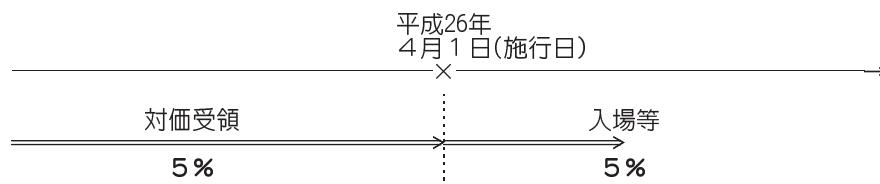


② 仕入



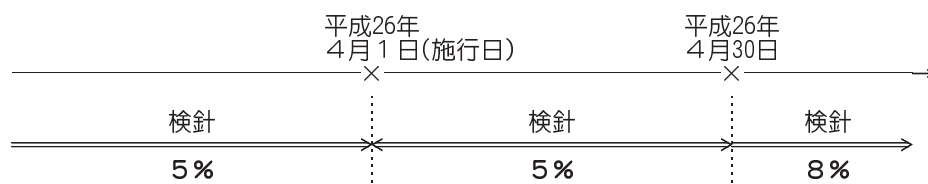
(2) 旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの



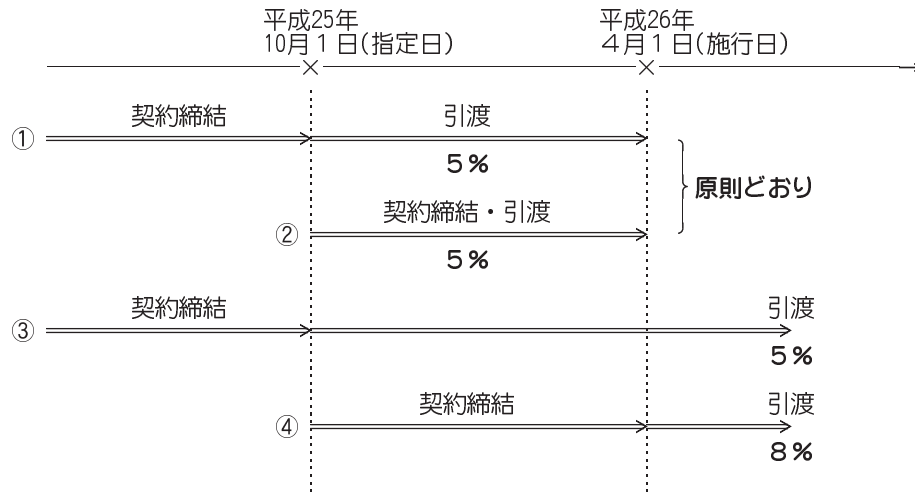
(3) 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの



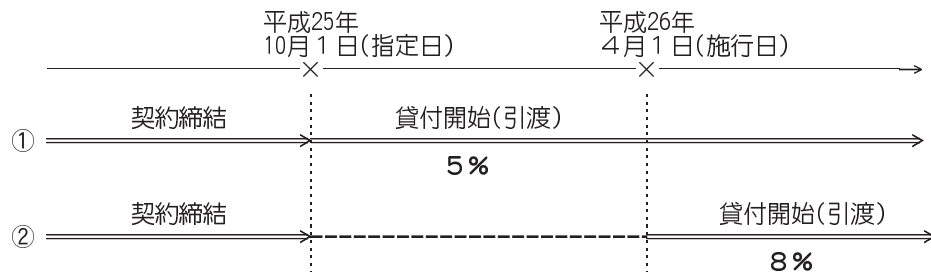
(4) 工事の請負等

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事に係る請負契約（注）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合の、当該課税資産の譲渡等



(5) 資産の貸付け

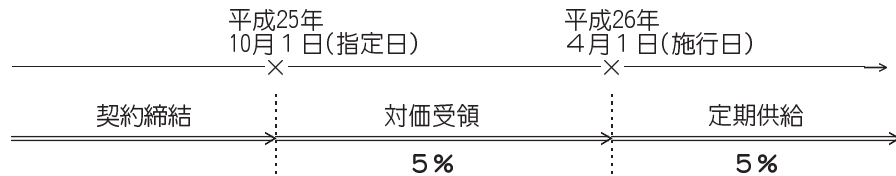
平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限る）における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け



(6) 施行令で定める経過措置

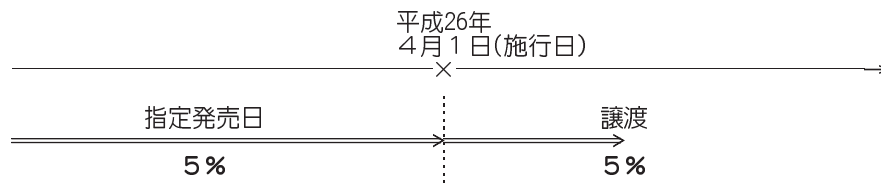
① 予約販売に係る書籍等

平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍等に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの



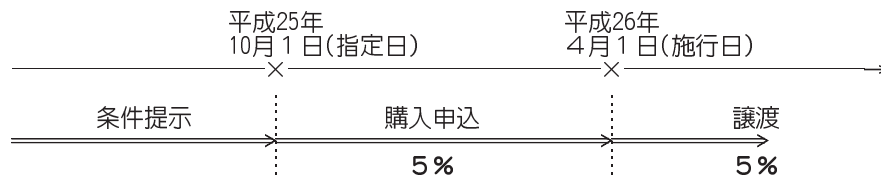
② 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの



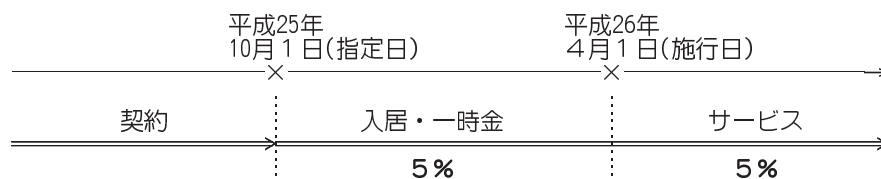
③ 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売



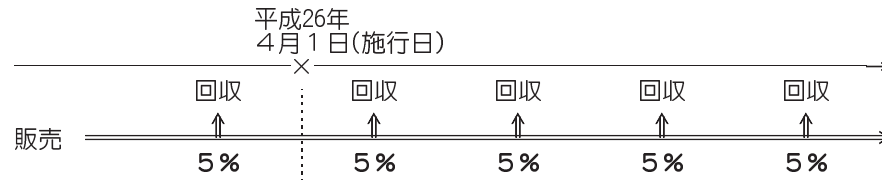
④ 有料老人ホーム（終身入居契約の一時金）

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供



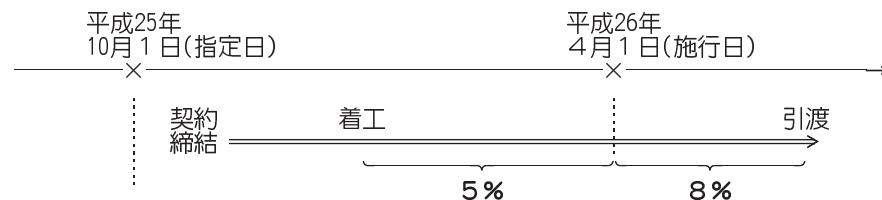
(7) 長期割賦販売等

平成26年4月1日以前に行った長期割賦販売等に係る賦払金の額で、平成26年4月1日以後にその支払期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、税率5%による。

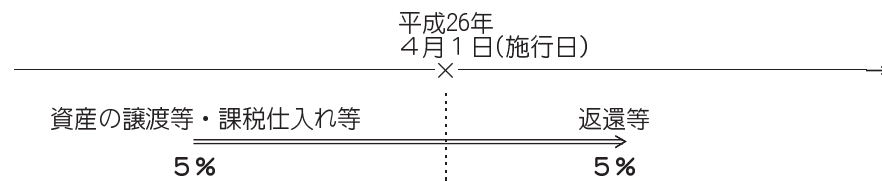


(8) 工事進行基準

平成25年10月1日から平成26年3月31日までに締結した長期大規模工事等の請負に係る契約に基づき、平成26年4月1日以後に目的物の引渡しを行う場合には、平成26年3月31日までの期間に対応する部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、税率5%による。



(9) 売上返還等・仕入返還等



(10) 貸倒れ

